

# 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

## 重要事項説明書

医療法人みやげ整形外科

〒470-0162 愛知県愛知郡東郷町春木太子 45-1

Tel : 0561-56-8502 FAX : 0561-38-8601

(介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号に基づいて、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者の概要 (介護保険事業を行う法人全体のご説明)

事業者の名称	医療法人みやげ整形外科
主たる事務所の所在地	愛知県愛知郡東郷町春木太子 45 - 1
代表者名	三宅 智
電話番号	0561 - 38 - 8600

### 2. 事業所の概要 (みやげ整形外科 (介護予防) 通所リハビリテーションについてのご説明)

事業所の名称	医療法人みやげ整形外科 通所リハビリテーション		
指定番号	2315002101 号		
所在地	愛知県愛知郡東郷町春木太子 45 - 1		
電話番号	0561-56-8502	FAX	0561-38-8601
建物及び居室	医療法人みやげ整形外科 リハビリテーション室 (139 m <sup>2</sup> )		

### 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援または要介護状態となった利用者が、居宅において能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーションを行い、心身機能の回復、生活機能の維持または向上を図ることを目的としています。
運営の方針	要支援または要介護者の心身の特性をふまえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。

### 4. 利用定員

(介護予防) 通所リハビリテーションの利用定員は、10 名/日と定めています。

### 5. 事業所の職員体制

(介護予防) 通所リハビリテーションの従業者の職種及び員数は次の通りとなり、必要職については法令の定める通りです。

- ① 医師 1 名
- ② 理学療法士 2 名

### 6. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日	休業日	日曜日、祝日、夏季・冬季休暇
営業時間	10:00 ~ 11:10		

### 7. 対象者

- ① 介護保険被保険者証をお持ちで、要支援 1～2 または要介護 1～5 に認定された方

## 8. 利用料

総単位数×地域単価×負担割合＝自己負担額 【地域単価は1単位＝10.33円（6級地）】

① 介護保険該当利用料／1時間以上2時間未満

a. 要支援1～2／1月につき

基本報酬

介護度	単位	利用料金		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	2,268単位	約2,342円	約4,684円	約7,026円
要支援2	4,228単位	約4,367円	約8,734円	約13,101円

加算・減算

介護度	加算・減算項目	単位	利用料金		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	科学的介護推進体制加算	40単位	約41円	約82円	約123円
	介護予防通所リハビリテーションの長期提供による減算※1	△120単位	約△123円	約△246円	約△369円
要支援2	科学的介護推進体制加算	40単位	約41円	約82円	約123円
	介護予防通所リハビリテーションの長期提供による減算※1	△240単位	約△247円	約△494円	約△741円

※1 サービス利用開始12月以降から対象となります。

b. 要介護1～5／1日につき

基本報酬

介護度	単位	利用料金		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	369単位	約381円	約762円	約1,143円
要介護2	398単位	約411円	約822円	約1,233円
要介護3	429単位	約443円	約886円	約1,329円
要介護4	458単位	約473円	約946円	約1,419円
要介護5	491単位	約507円	約1,014円	約1,521円

加算・減算

加算・減算項目	単位	利用料金		
		1割負担	2割負担	3割負担
科学的介護推進体制加算（1月につき）	40単位	約41円	約82円	約123円
送迎減算（片道につき）	△47単位	約△49円	約△97円	約△146円

※提供サービスの介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

② その他（保険外利用分）運動器具（ゴムチューブ等）の購入希望がある場合、別途いただくことがあります。

## 9. （介護予防）通所リハビリテーションサービス

- ① 当事業所では、（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供にあたる医師などの従業者が、診療又は運動機能検査等をもとに、共同して利用者の心身の状況、御希望及びその置かれている環境にあわせて、リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した（介護予防）通所リハビリテーション計画を作成します。
- ② この（介護予防）通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。
- ③ このサービスの提供にあたっては、要支援または要介護状態の軽減もしくは悪化の防止となるよう、適切にサービスを提供します。
- ④ サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。

- ⑤ サービスの提供にあたっては、常に病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し、適切なサービスを提供及び助言を行うように致します。
- ⑥ サービス提供終了の際には、利用者またはその家族に対して適切な指導を行い、医療機関の医師または情報提供を受けた場合の主治医・居宅介護支援事業所等に対して情報提供を行います。

#### 10. 非常災害対策

- ① 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。
- ② 防火管理者には、事業所管理者とは別に定めます。
- ③ 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- ④ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- ⑤ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- ⑥ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務を遂行します。
- ⑦ 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
  - (一) 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年1回以上
  - (二) 非常災害用設備の使用方法の徹底……年1回以上
- ⑧ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

#### 11. 事故発生時の対応

- ① （介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに併設（連携）医療機関への受診等の必要な措置を講じ、保証人等のご家族へ連絡をします。また必要に応じ、その他の医療機関等への受診を行う場合もあります。
- ② 事故についての検証を行い、経過・原因究明・今後の対策を検討し、必要に応じ防止に向けた対応を行います。

#### 12. 施設の利用に当たっての留意事項

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・喫煙について、敷地内禁煙とします。
- ・火気の取扱いについて、ライター・マッチ等は持ち込み禁止とします。
- ・設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用すること。これに反した利用による破損等の際、利用者に弁償義務が生じる場合があります。
- ・所持品・備品等の持ち込みについて、管理は利用者の責務とします。
- ・金銭・貴重品の管理について、多額の金銭や高価な貴金属は持ち込み禁止とします。その他は原則として利用者管理とし、施設での管理は行いません。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止です。
- ・差し入れについて、食べ物・飲み物何れも原則として禁止です。

#### 13. サービス内容に関する相談・苦情の窓口

（介護予防）通所リハビリテーションについて、ご不明な点や疑問、苦情があれば、下記の担当者もしくは職員までお声かけください。

医療法人みやげ整形外科	通所リハビリテーション	村上・太田	電話 0561-56-8502
-------------	-------------	-------	-----------------

#### 14. 協力医療機関

利用者の主治医へ連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	三宅 智
	所属医療機関名	医療法人みやげ整形外科
	所在地	愛知郡東郷町春木太子 45-1
	電話番号	0561-38-8600